

[事案 2021-84] 払済保険遡及変更等請求

・令和4年1月27日 裁定不調

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

払済保険への変更が行われていなかったことを理由に、遡って払済保険に変更すること等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成10年12月に契約した終身保険について、以下等の理由により、平成21年3月に遡って払済保険に変更し、以後の既払込保険料を返還したうえで、精神的苦痛に対する慰謝料を支払ってほしい。

- (1)平成21年3月に本契約の解約を申し出たところ、募集人およびその上司から、解約せずに払済保険に変更することを提案され、その際、翌月からの保険料は不要である旨の説明を受けた。
- (2)平成29年3月以降に、法人代表者（以下「代表者」）の配偶者によって、代表者に無断で減額および特約解約の手続がなされた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款では、払済保険への変更は書類による手続が必要と規定されているが、申立人は書類を作成・提出していない。なお、代表者は、書類による請求が必要であることをよく理解していた。
- (2)募集人が払済保険への変更を確約した事実はない。
- (3)平成21年3月以降、本契約が払済保険に変更されていたと代表者が誤解していたことは考えられない。
- (4)平成29年3月以降の手続については、代表者の配偶者から内密にするように頼まれて、募集人はやむなく取り扱った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、代表者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、代表者が平成21年3月に払済保険への変更手続を行ったことは認められず、募集人らが払済保険への変更を確約したとは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1)募集人は、代表者の配偶者から、代表者に内密にするように言われて、少なくとも平成29年以降の減額等の手続を行っている。
- (2)仮に募集人が、代表者の配偶者の立場に配慮して、やむをえず対応していたとしても、代表者に対し意思確認をすることや、それが募集人単独では難しい場合は、上司に相談して対処する等の行動を取ることが適切であった。

